

令和5年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【憲 法】

以下は架空の事例である。

XとYは同郷出身の政治家であり、Xは地元県議会を中心に活動し、Yは国政中心に活動していた。ある時、XとYが同時に、出身県の知事選挙に出ることになった。Yは衆議院に所属したことがあるという経歴から、地元では、政治家としての注目が高まっていた。しかし、実は、Yを古くから知る人々の間では、人格的に問題があるというのが定評であり、Xも、同郷の者として度々、その噂や話は耳にしていた。

Xは、地元に対する愛着が非常に強く、それゆえに自身が知事となって、同県を導いていきたいと思っているものの、この数年に移り住んできた新規住民からはYの人气が高く、選挙戦では苦戦していた。そうした中で、Xは選挙活動中に、演説や政見放送、公的な場などにおいて、思わず「皆さんは、中央の政治に関わっているだけで、人を信用している節はないでしょうか。実は、Yは、お金の汚く、地元企業との金銭的な癒着の噂が絶えません。また、人格的にも、昔から評判が悪く、……といったエピソードも10年前にあったほどです。とにかく、信用できる人物ではなく、この地域を愛しているわけではないのです。この地域のために、ぜひ私を知事として選んでいただきたい」と話してしまった。

Xが披露したエピソードも金銭的な噂も真偽は定かではなく、Yが起こした訴訟で名誉毀損の成立が認められた。そして、この訴訟でYは、民法723条に基づいて金銭賠償とともに謝罪広告、すなわち新聞紙上に「選挙中の演説等は真実とは異なるもので、Yの名誉を傷つけご迷惑をおかけいたしました。ここに陳謝の意を表します」といった文面の謝罪広告をX名義で掲載することも要求した。地裁と高裁で、Yの主張は認められた。

Xは、自分の演説が不法行為にあたるにしても、地元を愛する者としてYについて述べたことは間違っているとは全く思っておらず、謝罪広告をするということは完全に納得がいかない。そこで、Xは判決において謝罪広告が命じられることを違憲であると主張し、上告することとした。

問1 Xはどのような憲法上の主張をするか。(40点)

問2 Xの主張に対する反論を簡単に述べたうえで、私見を述べなさい。(40点)

以 上

## 【刑 法】

以下の【事実】を読み、甲の罪責について、具体的事実を指摘しつつ論じなさい。なお、特別法違反については論じる必要はない。

## 【事実】

- 1 甲は、Aに対して恨みがあり殺そうと思っていたが、体格差のあるAを殺害するには銃殺するしかないと考え、勤務中、交番で居眠りをしていた警察官Bの隙をついてけん銃を奪って立ち去った。Bは、その10分後にけん銃がなくなっていることに気がついた。
- 2 けん銃を奪った1時間後、甲は、A宅を訪ね、殺害の意図を隠して、「ちょっと話したいことがあるので、お邪魔して良いかな。」とAに面談を申し入れたところ、Aはそれを了承し、甲を居間に招き入れた。その直後、甲は、けん銃を取り出し、Aの心臓目がけて発砲した。しかし、Aがとっさに身をひねったので弾丸はAの身体にはあたらず、開いていたガラス窓、さらに生け垣を通り抜け、ちょうど付近を通りかかったBの心臓に命中し、同人は死亡した。Bは奪われたけん銃の行方を追ってA宅付近を偶然通りかかったのであった。なお、Bは甲の死角にいたため、甲は、Bに対して殺人の未必の故意もなく、傷害の未必の故意すらなかった。
- 3 甲は、「次は外さんぞ。」と叫びつつ、Aの頭部を狙い引き金を引いたが、カチャッと音がしただけで弾丸は出なかった。Bの装備していたけん銃には、規則に反し、一発しか弾丸が装填されていなかったのであるが、甲は、そのことを全く知らなかった。

## 【参照条文】

### 警察官等けん銃使用及び取扱い規範

(けん銃の携帯)

**第十一条** 警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 室内で勤務するとき（交番その他の派出所、駐在所その他これらに類する施設で公衆の見やすい場所において勤務するときを除く。）。

(中略)

(たまの装てん等)

**第十三条** 警察官は、けん銃を携帯するときは、常時、回転式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを装てんし、自動式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを充てんした弾倉を弾倉室にそう入しておくものとする。

以 上